

令和 4年度

設計書（公示用）

業務名： 小金湯さくらの森緑地整備業務

令和 4年 9月 単価適用

南区土木部維持管理課公園緑化係

()	業務名	小金湯さくらの森緑地整備業務
-----	-----	----------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 料		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税及び地方消費税	

業務説明書

1. 業務の概要

植栽工 地被類植栽工 1式
雨水排水設備工 側溝工 1式、管渠工 1式、集水柵工 1式
園路広場整備工 舗装版切断 1式、アスファルト舗装工 1式

施工面積 1, 200㎡

2. 業務位置 札幌市南区小金湯

3. 業務の期間 契約書に示す着手の日から令和 4年12月20日までとする。

4. 図面 別添のとおり6枚とする

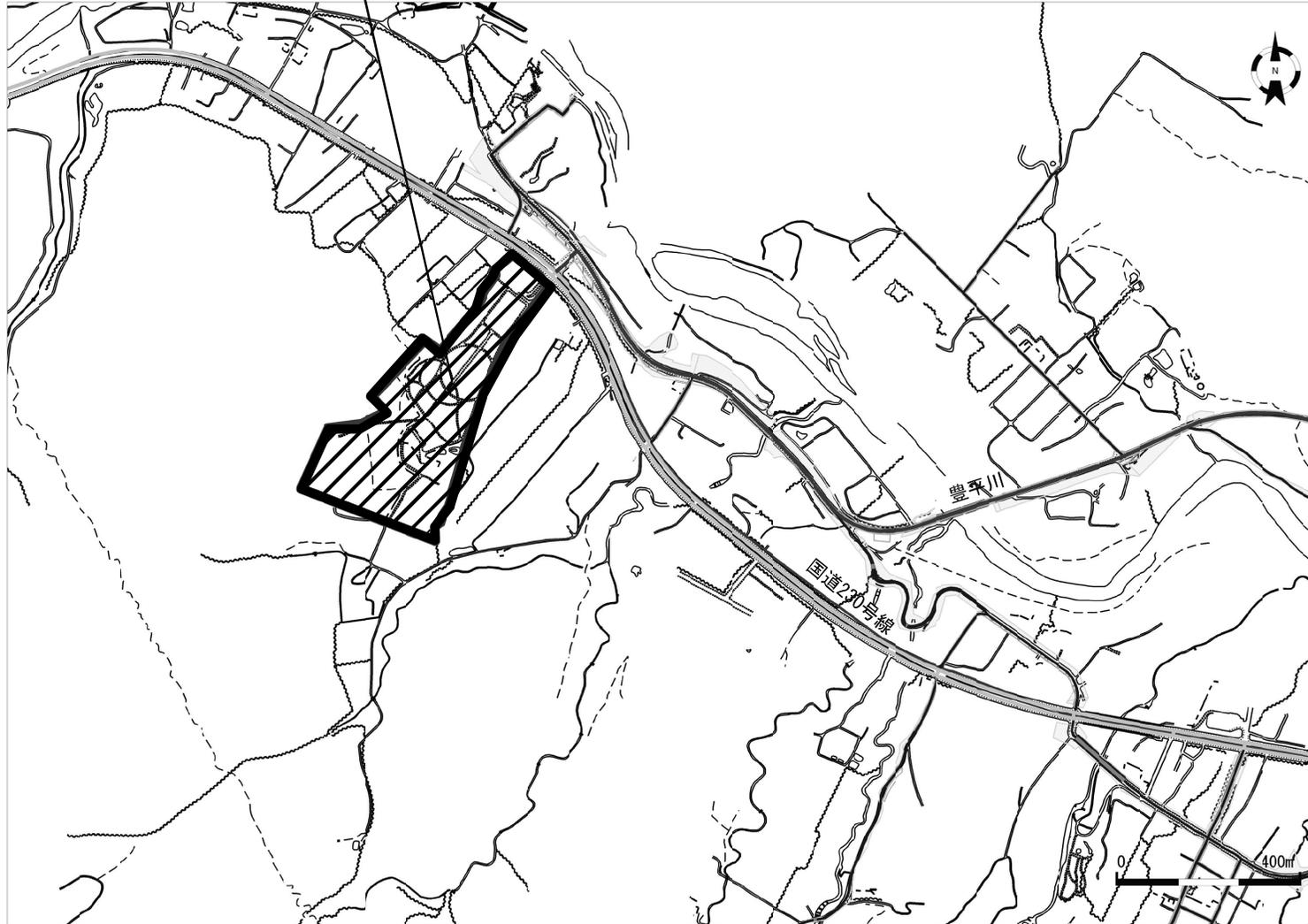
5. 業務仕様書 札幌市土木工事共通仕様書及び札幌市下水道管きょ工事仕様書による。
作工図については札幌市土木工事設計図集、札幌市下水道設計標準図、札幌市造園工事標準図による。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

位置図

履行箇所

札幌市南区小金湯
(小金湯さくらの森)



令和4年度設計図

業務名 小金湯さくらの森緑地整備業務

図面名称 位置図

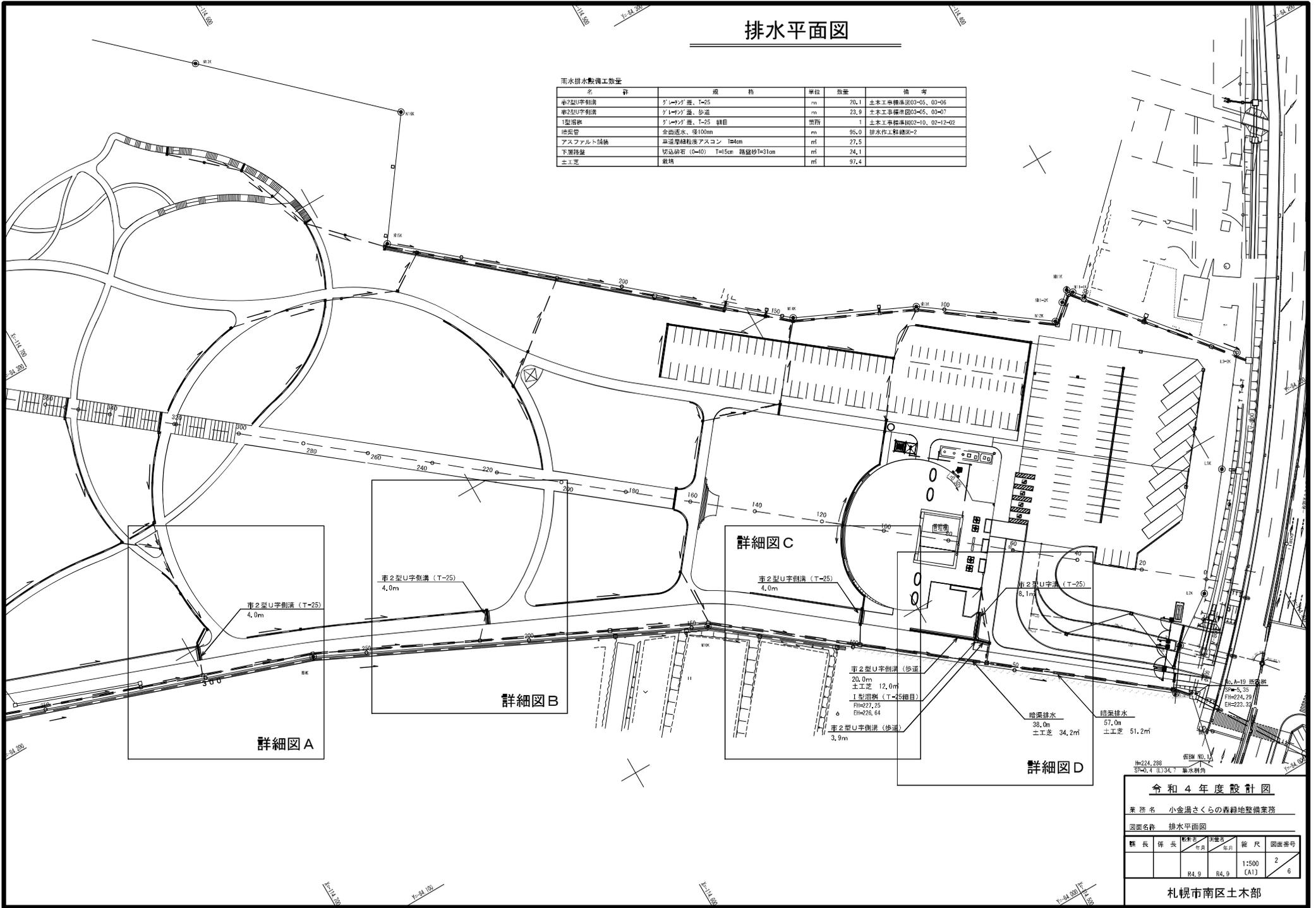
製 表 長	添 付 長	設計年 月		縮 尺	図 面 番 号
		年	月		
		R4.9	R4.9	1:5,000 [A1]	1 6

札幌市南区土木部

排水平面図

雨水排水整備工数量

名	種	規格	単位	数量	備考
市2型U字側溝	グレーンツ 蓋、T-25		m	20.1	土木工事標準図03-05、03-06
市2型U字側溝	グレーンツ 蓋、歩道		m	23.9	土木工事標準図03-05、03-07
1型溝床	グレーンツ 蓋、T-25 鋼目		箇所	1	土木工事標準図02-10、02-12-02
排水管	全面透水、径100mm		m	95.0	排水件工難総8-2
アスファルト舗装	草道層総厚度アスコン T=4cm		m ²	27.5	
下層路盤	切込砕石 (0-40) T=5cm 路盤砂T=31cm		m ²	24.1	
土工芝	裁植		m ²	97.4	



令和4年度設計図

業務名 小金湯さくらの森緑地整備業務

図面名称 排水平面図

課長	部長	設計者	校核者	年月	年月	年月	縮尺	図面番号
				R4.9	R4.9		1:500 (A1)	2 / 6

札幌市南区土木部

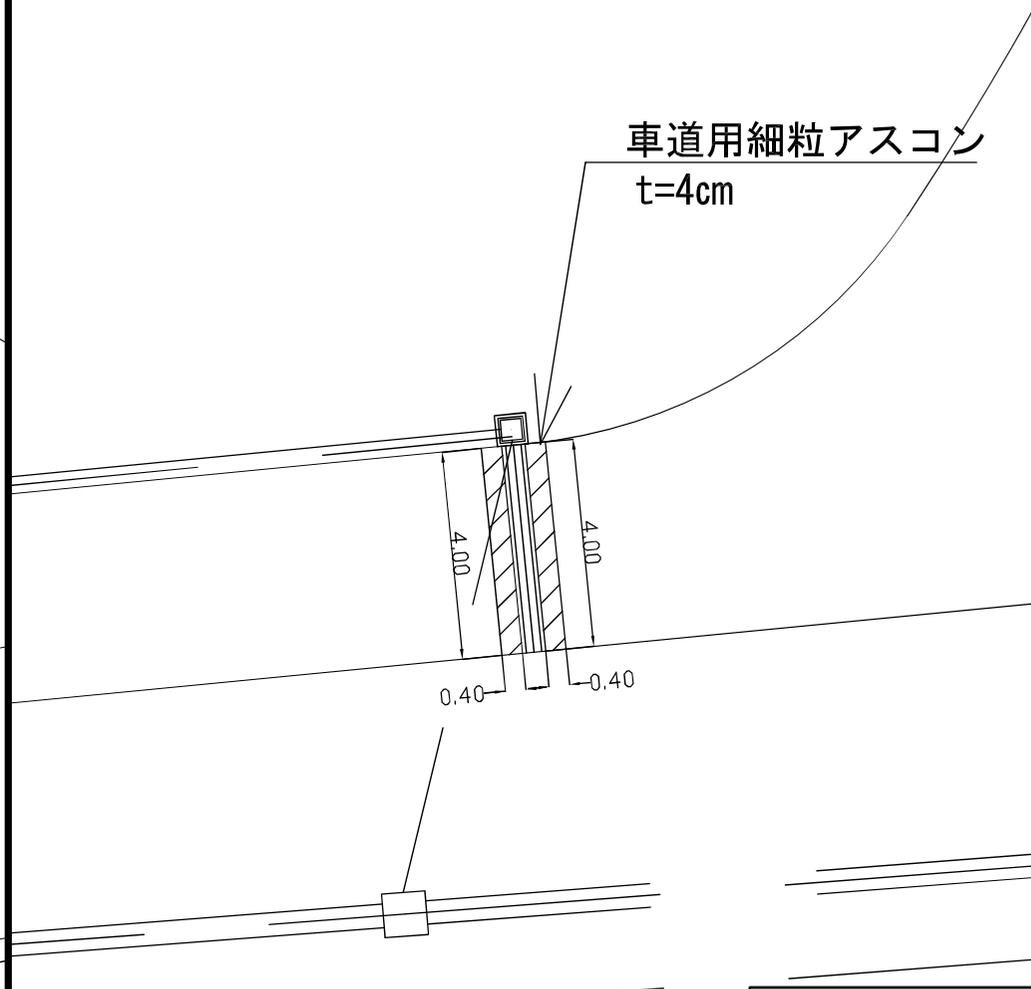
詳細図 A

車道用細粒アスコン
t=4cm



詳細図 B

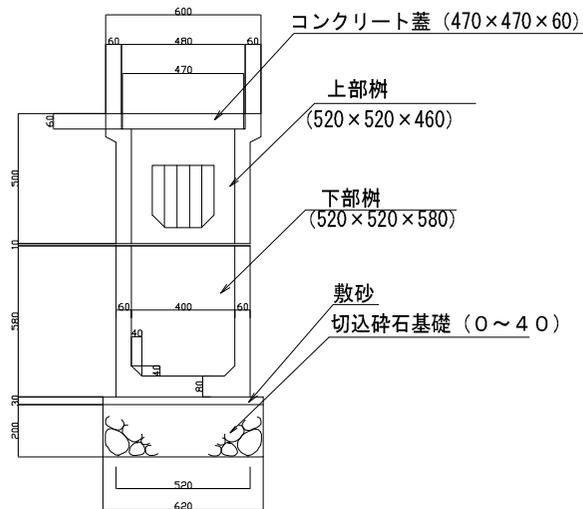
車道用細粒アスコン
t=4cm



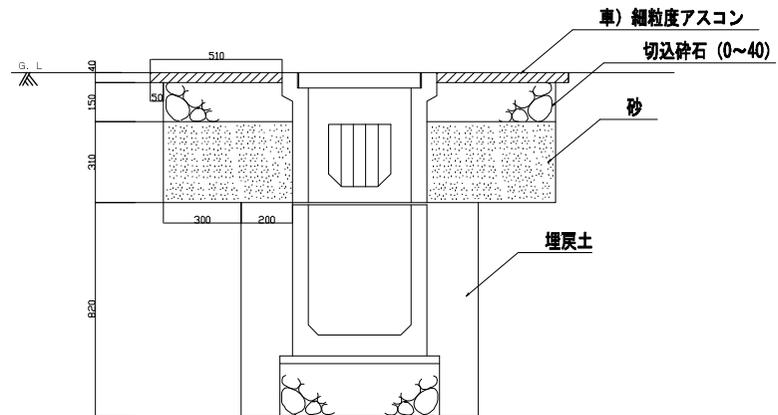
令和4年度設計図					
業務名 小金湯さくらの森緑地整備業務					
図面名称 舗装復旧平面図 (A・B)					
縦長	横長	製図日 年月	承認日 年月	縮尺	図面番号
		R4.9	R4.9	1:50 (A1)	3 6
札幌市南区土木部					

排水作工詳細図 - 1

1 型溜樹 (土02-10)



1 型溜樹 (土02-10)
舗装復旧断面図



令和4年度設計図

業務名 小金湯さくらの森緑地整備業務

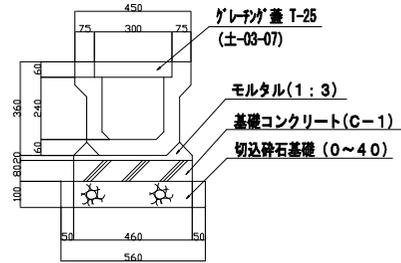
図面名称 排水作工詳細図 (1)

課長	係長	設計者		縮尺	図面番号
		年月	年月		
		R4.9	R4.9	1:10 [A1]	5 6

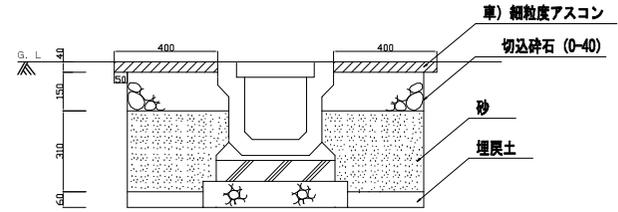
札幌市南区土木部

排水作工詳細図 - 2

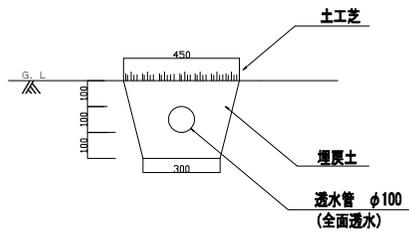
市2型U字側溝 (土-03-05)



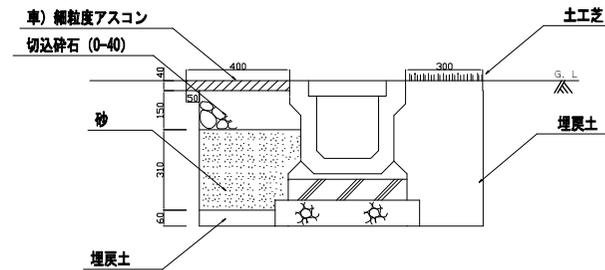
市2型U字側溝 (土-03-05)
舗装復旧断面図-1



暗渠排水管



市2型U字側溝 (土-03-05)
舗装復旧断面図-2



令和4年度設計図

業務名 小金湯さくらの森緑地整備業務

図面名称 排水作工詳細図(2)

課長	係長	設計者	校閲者	縮尺	図面番号
		R4.9	R4.9	1:10 [A1]	6 0

札幌市南区土木部

特記仕様書

1. 共通事項

- 1) 諸法令の順守について
 - (1) 受注者は、諸法令の適用運用にあたり、当該工事に適用となる法令等を特定した上で、その一覧を施工計画書に明示し、監督員に提出すること。
 - (2) 適用になる法令等の届出等の実施に当たっては、事前に届出書等(写し)を施工計画書に明示し、監督員に提出すること。
 - (3) 届出書等に対する許可証等(写し)は「工事施工協議簿」に添付し、監督員に報告すること。

- 2) 受注者に直接寄せられる苦情の対応について

受注者は、市民等から直接寄せられる当該工事への苦情対応等については、別紙報告様式「市民の声整理表」(様式95)に記載し、「工事施工協議簿」に添付し、監督員へ報告すること。

- 3) 排出ガス対策型建設機械について
 - (1) 排出ガス対策型建設機械の使用について

当該工事において以下に示す建設機械(規格)を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として排出ガス対策型第1次基準値又は第2次基準値の建設機械(以下、排対機械)を使用することを原則とする。
 - (2) 排対機械を使用出来ない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械(以下排対機械を含め、排対機械等)を使用することで排対機械と同等とみなす。
 - (3) ただし、リース会社に在庫が無い、自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対機械等を使用できない場合は、書面(協議簿等)により提出すること。
 - (4) 施工計画書には、排対機械等を使用するか、非排対機械を使用するかを明記すること。
 - (5) 施工現場において排対機械等の使用を確認(指定ラベル)できる写真撮影を行い工事監督員に提出すること。
 - (6) 排対機械等を使用できない場合については、本市の積算工種に応じて設計変更の対象とする。

使用する排出ガス対策型建設機械(一般工事)

機 種	規 格
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発電発動機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(通称オフロード法)」の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

- 4) 低騒音型機械の「みなし機械」の届出について
平成9年10月1日の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」施行以前に低騒音型建設機械として指定してきた建設機械（‘89ラベル）については、平成14年10月1日より、騒音規制法施行令で定める特定建設作業の対象となる建設機械として扱われるため、「特定建設作業の実施の届出」を作業実施の7日前までに、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課へ提出すること。
- 5) 建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）
建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）の処理にあたっては、共通仕様書に規定する事項のほか、次によるものとする。
- (1) 請負人は再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）の作成にあたっては、「建設副産物に係る情報入力システム（COBRIS）」を活用して作成するものとする。
- (2) 舗装切断時に発生する濁水の処理について
- ・受注者は、舗装切断作業を行いながら濁水を吸引のうえ、タンク等に貯留し、作業後速やかに濁水を処理施設へ運搬し処分する。
 - ・濁水処理業者の選定については、産業廃棄物の汚泥の中間処分業の許可を所有し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できる業者から選定する。
 - ・上記以外の方法による場合は、着手後監督員と別途協議すること。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の扱い
受注者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と堅密に連絡を取り合いながらマニフェストで確認し、最終処理完了後、E票（竣工時に間に合わない場合D票）と計量伝票を工事監督員に提示し、確認を受けること。
なお、マニフェストの管理については、紙マニフェストの場合は公益社団法人 全国産業資源循環連合会、電子マニフェストの場合は財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターが示す手順によること。
- (4) 当該工事で発生する木くずは、産業廃棄物であるため、その処理にあたっては、各清掃工場において産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて処理すること。

(5)当該工事で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は次のとおりとする。なお、変更が生じた場合は監督員と協議のこと。

① 発生残土

小金湯さくらの森緑地内の場内処分とする。

② その他の処理施設

建設副産物分類		処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等		
建設発生土等	建設発生土	土砂	埋立	山口処理場 手)手稲山口364 TEL 681-3337	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘドロ、泥炭、岩塊(粗大なもの)及び場所杭発生土は不可。 ・搬入土量、期間によって捨土均し費用が必要となるので個別に確認すること。 ・許可(届出)により処理料金は無料 	
				事前協議先:清掃)処理場管理事務所、東)東苗穂2条2丁目 TEL 783-5314		
		自然石	再生	小橋北豊(株) 南)川沿18条 1丁目3番 TEL 572-3250	<ul style="list-style-type: none"> ・受入条件等については、確認を要する。 ※小橋北豊:50cm以上は別途小割費必要 ※札幌リサイクル骨材:玉石に限る。原則50cm未満まで。ただし、受入条件の詳細は事前に確認すること。 	
				札幌リサイクル骨材 東)中沼町45-26 TEL 792-4087		
建設廃棄物	産業廃棄物	コンクリート塊 アスファルト	中間(破碎) 再生	東亜道路工業(株) 東)東雁来5条 1丁目1番75号 TEL 783-4589	<ul style="list-style-type: none"> ※処理料金有料。 ※再生アスファルトとして売却。 ※受け入れ時間、受け入れ量等については各施設へ事前に確認すること。 	
				世紀東急工業(株) 西)発寒10条 14丁目1068番地3 TEL 669-1234		
				注1)道路工業(株) 豊)西岡521 TEL 582-6850		
				札幌中央アスコン 西)福井495番1号 TEL 662-0718		
				札幌環境資材センター 手)曙5条5丁目 110番18号 TEL 684-5488		
				注2)札幌リサイクル骨材(株) 東)中沼町45-26 TEL 792-4087		
				石狩アスコン 石狩市新港中央2丁目 757-4 TEL0133-64-1951		<ul style="list-style-type: none"> ※札幌市内の全ての処理施設が受け入れ不可能な場合のみ使用すること。 ※処理料金有料。 ※再生アスファルトとして売却。 ※受け入れ時間、受け入れ量等については各施設へ事前に確認すること。
				道央グリーンアスコン 江別市工業町26-6 TEL011-383-3198		
				エコセンター東札幌 江別市工業町6-5 TEL011-384-1933		
				きたひろアスコン 北広島市西の里745-6 TEL011-373-7321		
サッポロアスコン 北広島市大曲工業団地 3丁目7-3						

建設副産物分類		処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等		
建設副産物	産業廃棄物	コンクリート塊（無筋・有筋）	中間（破碎）	再生	札幌リサイクル骨材(株) 東)中沼町45-26 TEL 792-4087	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の選考にあたり運賃費等を考慮の上決定すること。 ・分別解体により小割りしたもの（コンクリートブロックも可） ※RH入りコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は、札幌リサイクル骨材(株)、札幌環境資材センター、(株)松原産業にて受入可。小橋北豊(株)はRH入りコンクリート塊の受入可。 ※再生砕石で売却 ※世紀東急工業(株)はストック容量92t以下のため、搬入の際は事前確認すること。
					小橋北豊(株) 南)川沿18条 1丁目3番 TEL 572-3250	
					札幌環境資材センター 手)曙5条5丁目 110-18 TEL 684-5488	
					(株)松原産業 白)川下2111-3 TEL 879-6550	
					野田工業(株) 中)盤溪365 TEL 643-1009	
					世紀東急工業(株) 西)発寒16条 12丁目1-27 TEL 669-1234	
		中間（破碎）	再生	城東運輸(株) 北)拓北6番692 TEL 782-8535	<ul style="list-style-type: none"> ・受入条件等については、確認を要する。 ※燃料チップ 	
		再生・処理		札幌市ごみ資源化工場 北)篠路町福移153 TEL 791-6770	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ2m程度（セメント付着、タール・防腐剤類塗布物は不可） ・生木も可（土砂は落とすこと。毒性のもの・草・葉は不可） ※RDFに再生 	
		中間	焼却	発寒清掃工場 西)発寒15条14丁目 2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺が50cm以下のもの（セメント付着、タール、CCA防腐剤類塗布物は不可） ・丸太木材等は最大径0.2m以下 	
	駒岡清掃工場 南)真駒内602-30 TEL 582-9733					
	白石清掃工場 白)東米里2170-1 TEL 876-1710					
		中間	破碎	発寒破碎工場 西)発寒15条 14丁目2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺が0.5～2.0m以下のもの（セメント付着、タール・CCA防腐剤類塗布物は不可） ・丸太木材等は最大径0.2m以下 ・剪定枝も受入れ可能（一週間以上、乾燥させること） 	
	篠路破碎工場 北)篠路町福移153 TEL 791-2516					
	駒岡破碎工場 南)真駒内602-30 TEL 582-9733					
	汚泥	中間	再生	デッサ・テクノス(株) 東)北丘珠1条 3丁目654 TEL 787-1335	<ul style="list-style-type: none"> ・無機性の泥土、脱水ケーキ、泥水等 ※再生土で売却 	
				(株)大伸 厚)厚別山本 1064-72 TEL 871-2418		
				(株)公清企業 東)中沼町45-23 TEL 792-3770		
			脱水（埋立）	(株)公清企業（エコパーク） 東)中沼町45-23 TEL 792-3770	<ul style="list-style-type: none"> ・有機、無機性 ・受入条件等については、確認を要する。 ※中間処理施設、最終処理（埋立等）は別事業者へ委託 	

建設副産物分類		処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等	
建設 産業廃棄物 廃棄物	(発砲製品) 廃プラスチック類	再生	札幌第一清掃(株)	西) 発寒10条 12丁目1-1 TEL 611-9291	※再生原料として売却
			(有)タイセツ	西) 発寒16条 13丁目3-30 TEL 664-2811	
	(硬質・軟質・塩ビ) 廃プラスチック類	焼却・埋立・再生	札幌第一清掃(株)	西) 発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	※処理後は、焼却後埋立、または再生プラスチックとして売却
			(株)公清企業	東) 中沼町45-23 TEL 792-3770	
	(スタイロフォーム) 廃プラスチック類	再生	札幌第一清掃(株)	西) 発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	
			(株)公清企業	東) 中沼町45-23 TEL 792-3770	
	がれき	埋立	札幌企業産業(有)	南) 簾舞24-1 TEL 596-3644	・コンクリートくず、軽量ブロック、レンガ、モルタル等、土砂も可
	燃え殻 陶磁器 ガラス 廃石綿等(飛散性アスベスト)		山口処理場	手) 手稲山口364 TEL 681-3337	・廃石綿等の受け入れにあたっては、事前に環境局環境対策課に大気汚染防止法に基づく届け出を行っておくこと。
	石膏ボード	再生	北清企業(株)	東) 北丘珠3条 4丁目659-22 TEL 791-1101	・計量できる容器に入れる(新材のみ) ・計量は10kg単位とする。 ※新築と解体、改修では料金が違うので注意 ※新築(新材)は再生、解体・改修は埋立
	蛍光管類		(株)公清企業	東) 中沼町45-23 TEL 792-3770	・電球 ・蛍光ランプ ・水銀ランプ ・ナトリウムランプ ・割らない状態で排出のこと ※蛍光ランプの直管、サークル管は1本約250g ※再生原料の製造 (破碎後に金属、ガラス、水銀にそれぞれ再生)
		金属くず	札幌第一清掃(株)	西) 発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	
	(株)鈴木商会		東) 北丘珠3条 4丁目659-22 TEL 791-1101	西) 発寒15条13丁目 (西営業所) TEL 662-2211 東) 東雁来町 (東営業所) TEL 875-3540	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ※付着物は除去しておくこと。買い取りの場合もあり。

7) 工事書類の提出および提示について

工事書類の提出および提示は、「工事書類簡素化要領」に基づいて行うこと。なお、要領・資料については以下の工事管理室ホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html

8) 工事監査の指摘事項について

施工管理にあたり、監査事務局が実施している工事監査についての監査報告書が下記にて閲覧できるため、受注者は十分留意して事前確認を行うこと。

<http://www.city.sapporo.jp/kansa/f02keka/s023koji.html>

(1) 現場の写真管理について

・工事の写真撮影は、撮影月日等の必要事項を記載した黒板を被写体とともに写し込むこと。特に、日付けの記載漏れが無いようにすること。

また、土木工事施工管理基準7-3 工事写真の撮影基準を参照すること。

(2) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の確認記録について

・マニフェスト及び計量伝票の確認事項については、必ず施工協議簿の内容欄に記載し、監督員の下承を得ること。

また、土木工事共通仕様書1-1-1-22 建設副産物及び産業廃棄物ガイド(札幌市HP)を参照すること。

2. 使用資材関係

1) 切込砕石骨材は新材を使用すること。

2) アスファルト合材の標準配合表は下記のとおりとする。

道路種別	種別	標準密度 (参考)	As量 (%)	Fi量 (%)
車道 (表層) (基層) (上層路盤)	細粒度アスコン13F	2.30	8.8	15.0
	細粒度ギャップアスコン13F	2.30	6.8	11.6
	密粒度アスコン13F	2.35	5.9	10.0
	密粒度ギャップアスコン13F	2.35	5.8	9.8
	粗粒度アスコン(20)	2.35	5.3	4.8
	アスファルト安定処理(30)	2.30	4.3	—
	アスファルトモルタル	2.05	9.0	12.0
	再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)	2.30	6.0	—
	再生細粒度アスコン13F(再生混入率50%)	2.30		
	再生密粒度アスコン13F(再生混入率50%)	2.35		
	再生粗粒度アスコン(20)(再生混入率50%)	2.35		
	再生アスファルト安定処理(30)(再生混入率50%)	2.30		
	改質Ⅱ型細密粒度ギャップアスコン13F55	2.35	6~6.3	F/A=1.7程度
	改質Ⅱ型密粒度ギャップアスコン13F	2.35	5.8	9.8
開粒度アスコン(13)	1.94	4.5		
歩道	細粒度アスコン(13)	2.15	7.0	7.8
	アスファルト安定処理(30)	2.15	4.3	—
	再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)	2.15	6.0	—
	再生細粒度アスコン(13)(再生混入率50%)	2.15		
	開粒度アスコン(13)	1.94	4.5	

※上表空欄箇所については、仕様書・舗装再生便覧(平成22年11月(公社)日本道路協会発行)等に示す標準配合の範囲内で、各プラントが標準的に出荷するアスファルト混合物の配合とする。

- 3) アスファルト乳剤散布を行う時は、次の条件を満たすこと。
 (1)受注者は、仕上げ作業直後にアスファルト乳剤等を散布して安定するまで養生を行うこと。
 (2)プライムコートの散布量は1.2リットル/m²以上とし、タックコートの散布量は0.4リットル/m²以上とし、使用量が確認できる写真を提出すること。
 (3)プライムコート施工後交通解放する時は、砂の散布を行うこと。
- 4) 本工事に使用する生コンクリートの標準配合は、下記の○印を付したものとする。

	配合種別記号	設計基準強度 N/mm ²	粗骨材の最大寸法	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	最少単位セメント量 Kg/m ³	適用する構造物
○	C-1	—	0又は2	8	4.5	—	—	均し及び埋戻しコンクリート、縁石、仕切石等の基礎コンクリート
	C-1P						270	
	C-4	18	40	5	4.5	55	—	上記以外の基礎コンクリート、中詰めコンクリート
	C-4P			8			270	
	C-10	18	0又は2	8	5	55	—	胴込め、裏込めコンクリート
	RC-1	21	40	12	4.5	55	280	鉄筋構造物等

- 5) 本工事に於いて、使用する生コンクリート及びセメントは、設計図書などで特に指定のある場合を除き、グリーン購入法公共工事特定品目である混合セメントの使用を標準とする(下表参照)。なお、現場条件等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。

混合セメント	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。 (A,B,Cの3種あり、B,C種が30%を超える。ただ道内ではB種のみが流通している。)
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。

3. 施工関係

- 1) 掘削に当たっての留意点
 掘削の深さが1.5mを超える場合は、切取面にその箇所土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、原則として土留工を施すこと。(「建設工事公衆災害防止対策要綱」令和元年9月2日(国土交通省告示496号))
- 2) 埋設物の確認について
 道路上のみならず、公園内の埋設物についても確認をし、掘削時には、細心の注意を払い施工すること。

『別記2』

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受注者は、この契約による工事を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による工事を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、その使用する者がこの契約による工事を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受注者は、この契約による工事を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受注者は、この契約による工事を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受注者は、この契約による工事を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受注者は、この契約による工事を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、工事完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受注者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 発注者は、受注者が個人情報取扱注意事項に違反していると認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 工事の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。